

令和4年6月16日

保護者の皆様へ

長久手市教育委員会  
長久手市立北中学校長  
岡山 真崇

## モバイルルーターの貸出申請のお知らせ

日頃は、本市の教育活動にご協力いただきありがとうございます。  
本市では、児童生徒が家庭学習にインターネットを使った取り組みを進めています。

現在、ご家庭に Wi-Fi 環境がなくインターネットに接続できない場合は、市が購入したモバイルルーターを無償で貸出しますので、**必要となる場合は、下記のとおり申請してください。**

なお、モバイルルーターの貸出が不要のご家庭は、**申請は不要**です。

### 記

#### 1 貸出の対象者

市立小中学校に児童生徒が在籍し、ご家庭に Wi-Fi 環境がなく、学校から持ち帰る iPad をインターネット接続することができない児童生徒の保護者が対象です。

**今回の対象者は、1年生と、今年度から本校に転入されたご家庭です。**

#### 2 申請・貸出しについて

- (1) 申請書に必要事項を記入して、**市役所教育総務課の窓口へ提出**してください。
- (2) 提出期限  
令和4年7月20日（水）
- (3) 提出前に、提出予定の日時を教育総務課施設係へ連絡をしてください。
- (4) 窓口で、申請書の記載内容を確認し、モバイルルーターをお渡しいたします。

#### 3 貸出機器、費用負担について

モバイルルーター 1世帯1セット無償（端末を10台まで同時接続可）

**通信契約は各ご家庭の負担でお願いします。**

紛失、破損した場合は、弁償していただく場合があります。

（セット内容 モバイルルーター1台、附属品（充電器1個、取扱説明書1部）

#### 4 返却期間

今年度末（令和5年3月31日）まで、又はご家庭の Wi-Fi 環境が整備された場合は、返却してください。返却方法、継続の使用申請等については、モバイルルーター貸出し時にお知らせします。

（お問合せ先 長久手市役所教育総務課 施設係 電話 0561-56-0625 ）